

地域交流機材貸出要領

(目的)

第1条 各町内会及び地域行事等に必要地域交流機材の貸出方法等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、鳥取市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(貸出を行う範囲)

第3条 鳥取市の各町内会及び地域を単位とする団体とする。

2 学校、施設等は、地域の行事として使用する場合とする。

3 その他市社協会長が適当と認めたものとする。

4 前各項の規定にかかわらず、貸出は非営利目的の活動に限るものとし、生業として営む行為（商業・職業として収入を得るための活動）への使用を禁じる。ただし、地域活動等において、実費（材料費や運営費用の補填程度）を回収するための安価な販売・提供については、この限りではない。

(貸出日数)

第4条 貸出日数は原則として、貸出日（貸出期間の初日）の翌日から起算して7日以内とする。

(貸出申込)

第5条 地域交流機材の貸出を希望する者は、地域交流機材貸出申込書（別紙様式）を市社協に提出することとする。

2 貸出申込は、貸出希望日（貸出期間の初日）の3ヶ月前から受け付ける。

(貸出機材及び使用料)

第6条 貸出を行う地域交流機材及びその使用料については、それぞれ別表に定めるとおりとする。

(その他)

第7条 地域交流機材に損傷、紛失等が生じ、申込者に過失があった場合にはその原状回復の経費を負担しなければならない。

2 その他必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

〔別表〕

〔貸出機材一覧表及び使用料〕

機材名	所有 センター	保有台数	使用料 (1台あたり)
ポップコーン製造機	鳥取	3	2,000円
綿菓子製造機	鳥取	7	2,000円
かき氷機	鳥取	5	1,000円
もちつきセット(木)	鳥取	1	1,000円
もちつきセット(石)	鳥取	1	1,000円
電動もちつき機	鳥取	1	1,000円